

貴志川線の未来を”つくる”会 会則

- 第1条 (名称) 本会は、貴志川線の未来を”つくる”会(以下「つくる会」という)と称する。
- 第2条 (事務所) つくる会の事務所は、和歌山市伊太祈曾558番地に置く。
- 第3条 (目的) つくる会は、和歌山電鐵貴志川線が、環境に優しく利用しやすい鉄道として発展していくことを願って、関係機関等と連携して活動すること、及び沿線住民等への啓発活動を目的とする。
- 第4条 (活動) つくる会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。
- (1) 貴志川線の利用促進
 - (2) 行政、和歌山電気鐵道はじめ、関係の組織と連携して活動する。
 - (3) 情報の収集と発信、調査及び研究
 - (4) その他、目的実現に必要な事項
- 第5条 (会員) つくる会の会員は、年会費 1,000円を納め入会申込書を提出した者とする。
- 2 会員は会の運営について、意見を申し出ることができる。
- 第6条 (役員) つくる会に次の役員を置く。代表1名、副代表1名、事務局長1名、事務局次長3名、会計1名、幹事若干名、監査2名
- 2 代表は、つくる会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副代表は、代表を補佐し、または代理する。
 - 4 事務局長は、業務と事務を統括する。
 - 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、それぞれ総務、IT、企画を担当する。
 - 6 会計は、つくる会の会計を実務する。
 - 7 幹事は、つくる会が行う活動を検討、実行する。
 - 8 監査は、つくる会の業務及び会計を監査する。
- 第7条 (役員の任期及び選任) つくる会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 役員は役員会において選任する。
- 第8条 (会議) つくる会の会議(役員会)は、必要に応じて代表が招集する。
- 2 役員会が必要と認めたときは、開催できる。
 - 3 役員会が必要と認める者は、会議に出席できる。
- 第9条 (経費) つくる会の経費は、会費、寄付金、その他をもって充てる。
- 2 会計決算は、会員に報告する。
- 第10条 (年度) つくる会の事業及び会計は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 第11条 (改正) 本会則の改正は、役員会の議決を経て定める。
- 第12条 (補則) 本会則の他、つくる会の運営に必要な事項は、役員会で協議し対応する。

附則

この会則は、平成16年9月5日から施行する。

平成18年 3月 1日に一部改正